

山梨県弁発第 305 号  
令和 6 年 10 月 10 日

甲府刑務所長 殿

山梨県弁護士会  
会長 三枝 重人  
同人権擁護委員会  
委員長 關本 喜文

## 警 告 書

当会は、申立人■■■■氏（以下「申立人」と言います。）より当会に対して申立てがありました人権救済申立事案につき調査を行った結果、貴刑務所に対し、下記のとおり警告いたします。

### 記

#### 第 1 警告の趣旨

貴刑務所に対して、受刑者が弁護士会に対して人権救済申立てにかかる書面を発信する際には、通数制限を理由として発信を制限しないように警告する。

#### 第 2 警告の理由

##### 1 申立人の主張

申立人が貴刑務所より愛知県弁護士会人権擁護委員会宛に、令和 5 年 3 月 29 日付で人権救済申立てに関する内容の手紙を送付しようとしたところ、貴刑務所職員より通数制限を理由に当月での発信を許可されなかった。

##### 2 調査の経過

- (1) 令和 6 年 1 月 11 日 貴刑務所へ質問状発送
- (2) 令和 6 年 2 月 26 日 貴刑務所からの質問状回答受理

##### 3 当委員会が認定した事実

- (1) 申立人は、令和 5 年 3 月 30 日、愛知県弁護士会人権擁護委員会宛に人権救済申立てをしている旨と名古屋刑務所から貴刑務所へ移送された旨を知りたい通数外発信願と題する願箋と当該信書を貴刑務所所定の係に提出

した。

- (2) 貴刑務所は、当該信書は通数外発信として取り扱うべき緊急性及び必要性等が認められないと判断し、翌月通数内で発信申請するよう指導した。

#### 4 当委員会の判断

- (1) 受刑者が人権救済申立てにかかる書面を発信する権利について

本件で申立人が制限されたのは、愛知県弁護士会に対する人権救済申立てを内容とするもので、貴刑務所に移送されることとなったその処遇の不当性、自身の所在地が変わること等を内容とする信書の発信である。

したがって、申立人は、通信の自由が制限されている。

通信の自由は、表現の自由の一環でありすべての人に保障されるべき重要な権利である。憲法は、21条2項後段において通信の秘密を保障しているが、これは通信の自由を前提としてこれも含めて保障する規定と解されている。市民的及び政治的権利に関する国際規約(以下「自由権規約」という。)

19条2項も表現の自由の一内容として通信の自由を保障している。また、通信の自由は、人格権にも基づくものであり、憲法13条にも根拠を有する。

加えて、本件のように、受刑者が自己の処遇に関して弁護士あるいは弁護士会(以下「弁護士等」という。)と発受する信書は、刑務所の処遇に対する国家賠償請求訴訟準備的ないし人権救済申立的な法的コミュニケーションに関する信書である。これらの法的コミュニケーションに関する信書については、憲法32条、自由権規約14条1項の裁判を受ける権利(裁判へのアクセス権)の実質的保障の観点が必要である。

かかる観点からは受刑者と刑務所間の武器対等の原則のような実質的平等が図られる必要があり、受刑者には弁護士等との自由かつ秘密の法的コミュニケーションの保障が不可欠である。自由な法的コミュニケーションをとることができなければ、公正な裁判を受けるための準備をすることが不可能である。また、秘密の法的コミュニケーションが守られなければ、武器対等の原則に反し不平等で制約的な裁判を受けるしかなく、裁判準備に対する萎縮にもつながることとなる。高松高裁平成9年11月25日判決(判例時報1653号117頁)は、「自由権規約(B規約)14条1項は、その内容として武器平等ないし当事者対等の原則を保障し、受刑者が自己の民事事件の訴訟代理人である弁護士と接見する権利をも保障していると解するのが相当である」と指摘しており、自由権規約14条1項が保障している内容を示唆するものである。受刑者が自己の処遇に関して弁護士等に救済を求める行為においても、公正な対応がなされ刑事収容施設と武器対等の原則が保障される必要があり、憲法32条、自由権規約14条1項の裁判を受ける権利(裁判へのアクセス権)の実質的保障の観点が妥当する。

以上のとおり、受刑者の通信の自由は、特にそれが自己の処遇に関して弁護士等と連絡をとるものである場合、憲法13条、憲法21条及び自由権規約19条2項のみならず、憲法32条及び自由権規約14条1項にも根拠を有し、弁護士等との自由かつ秘密の法的コミュニケーションの保障は憲法上も国際基準からも重要で必要不可欠な権利である。

(2) 貴刑務所の行為が申立人の人権を侵害するものであったこと

ア 人権救済申立てにかかる書面を発信する権利の制約は必要最低限でなければならないこと

上記のとおり、通信の自由は保障されるべき重要な人権であり、受刑者が自己の処遇に関して弁護士等と連絡をとるための信書の発信については、よりいっそう保障の必要性と重要性が増すものである。刑事収容施設の管理上、受刑者の信書の発信について通数を制限すべき理由があるとしても、当該制限は上記重要性及び必要性に照らして必要最低限のものでなければならない。

この点、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）130条においても、通数制限はそれをすることが「できる」としているものであり、同条による制限は刑事収容施設の管理運営上「必要な」ものでなければならない（『逐条解説刑事収容施設法 第3版』664頁）。上記のとおり通信の自由の重要性に鑑みれば、制限の必要性は厳格に解さなければならない、施設側の幅広い裁量に委ねられているものとは考えられない。

まして、本件のごとき弁護士会に対する人権救済申立てにかかる書面の発信については、当該発信は発信者の人権が侵害されている場合にその救済を外部の機関に求めるほぼ唯一の手段であって、通信の自由の中でも極めて保障すべき必要性の高いものである。最高裁判所田原睦夫裁判官は、最高裁平成20年4月15日判決の補足意見において、「今日、被収容者が刑務所内での人権侵犯の被害の救済を申告できる外部の機関としては、事実上、弁護士会の人権擁護委員会が唯一の機関と言えるのである。」「被収容者の申立てにより、第三者機関たる弁護士会の人権擁護委員会の調査により事案の解明が図られることになれば、かかる調査が行われ得るという事実のみで、被収容者に対する人権侵犯事案の発生を抑止する効果が期待できるのである。」と指摘している。

イ 人権救済申立てにかかる書面は内容の検査が不要であり、通数制限の必要がないこと

刑事収容施設法130条において通数制限が定められている趣旨は、信書について施設職員による検査を行う必要がある場合があり、人的能力の制

約のために検査が可能な範囲内に制限をかけることができるようにすることにある（『逐条解説刑事収容施設法 第3版』664頁）。

そして、刑事収容施設法127条1項は、信書一般について刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合にのみ信書の検査をすることができるとしている。

この点、人権救済申立てにかかる書面は、弁護士等に宛てられた書面であり基本的にそのような必要性が生じることは考えにくく、本件においてもそのような必要性がうかがわれるような事情は見当たらない。

そもそも、本件のごとき人権救済申立てにかかる書面であることが明示され、願箋にもそのように記載され、宛先が弁護士会人権擁護委員会宛となっている書面においては、当該書面が同条2項3号の「自己が受けた処遇に関し・・・弁護士（略）との間で発受する信書」に該当するものと解されるから、仮に検査の必要があるとしてもその検査の態様は外形的な検査に限られ、その内容につき緊急性・必要性を有するか否かを判断するほどの検査をすることは同条2項3号にも反すると解される。

弁護士会宛の信書につき原則として同法127条1項の必要性が認められないこと、仮に検査の必要があるとしてもその検査は同条2項3号に照らして外形的な審査に限られるという点は、当会が平成30年8月10日付貴刑務所宛勧告書においても指摘しているところである。

加えて、人権救済申立てにかかる書面は、受刑者が自己の処遇に関して弁護士等と連絡をとるためのものであるところ、上記のとおり憲法32条及び自由権規約14条1項の裁判を受ける権利（裁判へのアクセス権）の実質的保障の観点から、自由と秘密が保障されなければならないものであって、刑事施設側が内容を検査すべき信書ではない。

人権救済申立ては、上記のとおり現状我が国において受刑者が救済を求められる唯一の手段であり、救済を得るためには裁判へのアクセス権同様に武器対等の原則から、紛争の相手方に内容を知られることなく申立て対象機関に対して信書等により自由と秘密が保障された法的コミュニケーションをとれるようにしなければならない。受刑者と刑事収容施設との武器対等の原則が守られ、人権救済申立てに対する萎縮を生じさせないよう、その秘密は厳重に守られなければならない。

したがって、人権救済申立てにかかる書面は、それが外形的にそのような信書に該当するか否かだけを確認すればよく、そもそも刑事収容施設によって内容を検査されるべき信書ではない。

よって、人権救済申立てにかかる書面は、内容の検査を必要としない書面であるから、刑事収容施設法130条に基づいて、検査のために通数を制限

する必要がある信書にはあたらない。

#### ウ 貴刑務所の取り扱いについて

貴刑務所は、人権救済申立てにかかる書面は刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（以下「収容規則」という。）79条等によって通数制限を行うことができない信書とされていないことを理由とした上で、必要性及び緊急性等があれば発出を認めているとする。

しかし、上記のとおり、刑事収容施設法130条による信書発信の制限は、刑事施設の管理運営上「必要な」ものでなければならぬところ、上記のとおり人権救済申立てにかかる書面は内容検査を必要とせず、通数制限をする必要性が無いことから、収容規則に列挙されていないことは通数制限が許される根拠にならない。

また、必要性及び緊急性等によって発出を認めるか否かを判断することは、刑事収容施設を相手方とする人権救済申立てにかかる書面の必要性及び緊急性を刑事収容施設自身が判断することにもなり、公平な判断が期待できない。いかなる場合に必要性及び緊急性があるとされるのか、その判断基準も明示されておらず、刑事収容施設による恣意的な判断によって発信が制限されることになり不合理であるというほかない。

そもそも、人権救済申立てにかかる書面は、上記のとおり自由と秘密が保障されなければならないものであり、また、その内容につき必要性及び緊急性を判断しうる程度の内容検査をすること自体が刑事収容施設法127条に反する違法なものであることにも留意されなければならない。

#### エ 小括

したがって、本件において、通数制限を理由に人権救済申立てにかかる書面の発信を認めなかった貴刑務所の行為は、申立人の人権を侵害するものである。

#### (3) 本件につき、貴刑務所に「警告」すべきものと判断した理由

先に示したとおり、人権救済申立てにかかる書面の発信は、憲法13条、憲法21条及び自由権規約19条2項のみならず、憲法32条及び自由権規約14条1項にも根拠を有し、弁護士等との自由かつ秘密の法的コミュニケーションの保障は憲法上も国際基準からも重要で必要不可欠な権利である一方、これに対する刑事収容施設法130条に基づく通数の制限はその必要性が認められず、人権救済申立てにかかる書面自体が通数制限の対象となるものではないから通数制限により当該書面の発信を認めなかったという貴刑務所の行為は、申立人の上記諸権利を侵害するものである。

本件においては、申立人から愛知県弁護士会の人権擁護委員会宛の書面であること、内容は人権救済申立てに関するものであることが明示され、願

箋にもそのように記載されており、宛先が弁護士会宛であり他に送付される場所がないことが明らかであったことからすると、書面の記載内容を確認するまでもなく外形的に人権救済申立てにかかる書面であることは明白であった。

このような刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により信書の内容検査の必要がないことが明確である書面について内容を確認した上で、通数制限を理由として書面の発信を許可しなかったことは、申立人に対する上記諸権利の侵害として極めて重大なものと言わざるを得ない。

また、当会は、貴刑務所に対して、令和3年8月26日付で、「受刑者が、収容されている刑事施設の職員の行為について検察官又は司法警察員宛に対し発信しようとする告訴状、及び、弁護士会宛に発信しようとする人権救済申立書については、月単位で定められる発信申請通数を超える場合にも、発信申請を許可する運用とする」よう勧告している。

貴刑務所は、上記勧告を受けながら、同じく自己の処遇に関して弁護士等と連絡をとるものである人権救済申立てにかかる書面につき通数制限を理由に発信を許可しなかった。また、「発信の緊急性及び必要性等を考慮した上で、その事情が認められる場合には」などと人権救済申立てにかかる書面の内容につき確認することを当然の前提であるかのように回答していることからすれば、貴刑務所には人権侵害のおそれがあるという認識を欠いているものと評価せざるを得ない。

したがって、本件においては、侵害された権利の重要性、侵害の程度、侵害に至るまでの経緯等を踏まえ、貴刑務所に対して警告を発すべきものと判断した。

なお、受刑者が自己の処遇に関し自己の権利が侵害されていることを弁護士等に自由に発信できることは、刑事収容施設の秩序維持や受刑者の更生にも資するものである。以前より、刑事収容施設における受刑者に対する暴行や虐待等の不適切な対応が度々報じられており、この点は近時も同様である。刑事収容施設に限らず、外部の目が入りにくい閉鎖された空間においては、問題が生じても外部に漏れないよう隠蔽を図り、問題ある対応が改善される機会が得られにくい。これを防ぐためには、外部の機関に自由に問題を発信することができるようにし、外部の目が入りやすくすることが肝要である。

人権救済申立てに関しては、案件によっては申立てに理由がなく不処置とすることもある。そのような申立てであっても、自由に申し立てた上で外部の機関により調査がなされ、不処置の理由が明らかにされれば、申し立て

た者も自己の処遇が不適當なものではなかったと得心することもある。これが刑事収容施設によって申立てが制限されるようなことがあれば、理由のない申立てであっても、申し立てた者は、自己に対する処遇が法に則った適切な対応でなかったとの不満や不信が残り、刑事収容施設における更生や秩序の維持に悪影響が生じかねない。

このように、弁護士等に対して自己の処遇に関し自由に発信ができることは、刑事収容施設における適切な運営、受刑者の更生及び秩序維持に資するものであり、刑事収容施設にとっても利益となるものである。

## 5 結論

以上のとおり、貴刑務所は、申立人の人権を侵害し、その侵害の程度は重大なものであるところ、貴刑務所は以前に同様の勧告を受けながら何ら改善しないまま同様の侵害行為を行っており、当会は今後同種行為が繰り返されないよう貴刑務所に対して強く再発防止を求める必要があるものと判断した。

したがって、当会は、貴刑務所に対して、上記警告の趣旨のとおり、警告するものである。

以上